

SCOPE

未来への羅針盤「スコープ」

6

No.252 | Jun. 2022

労務のみらい

退職時の
予告期間

特集

知っておきたい
認定医療法人制度

進んでいますか？

医業承継

〈社長の履歴書〉

親和工業株式会社 秋元勇人氏

〈経営者のミカタ〉

【事業承継】種類株式、属人的株式の活用

〈税金のはなし〉

金地金（インゴット）の相続・譲渡の税務概要



コーポレート
サイトで
PDFファイルが
閲覧できます

知っておきたい
認定医療法人
制度



✓ 進んでいますか？ 医業承継

—地域医療を継続するために、いまできること—

医療法人を運営されている皆さま、地域医療の継続につながる医業承継対策はできていますか？出資持分あり医療法人のために、相続税がネックとなり医療法人の存続が危ぶまれるといったケースが多く見られます。後継者を見つけることはもちろん大切ですが、出資持分なしの医療法人への移行を検討するなど、医業承継について、今一度真剣に考えてみませんか。



辻・本郷 税理士法人
ヘルスケア事業部パートナー
本郷メディカルソリューションズ株式会社
代表取締役社長
公認会計士／税理士
須田 博行



辻・本郷 税理士法人
ヘルスケア事業部マネージャー
本郷メディカルソリューションズ株式会社
医業承継シニアコンサルタント
税理士
大谷 朋子



TOPICS-1

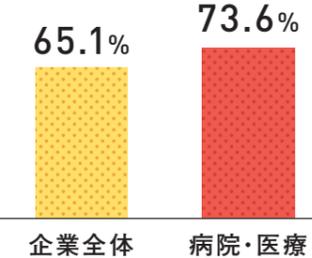
後継者は決まっていますか？

帝国データバンクが2020年に行った「全国企業「後継者不在率」動向調査」によると、後継者不在の中小企業は全国で65.1%にも上ります。その中でも、「病院・医療」は73.6%です。さらに詳しくみると、無床診療所や歯科診療所では約9割、有床診療所や老人保健施設では約8割が後継者不在。地域医療を継続するためにも、後継者を確保することは重要な課題です。



病院・医療は
深刻な後継者不足

〈後継者不在の企業(2020年)〉



出典：帝国データバンク調査
「全国企業「後継者不在率」動向調査」(2020年)



TOPICS-2

地域に医療を残すためには？

従来は親子などの親族内承継が多かったのですが、近年は子どもが医師であっても跡を継がないケースが増えてきています。親族に承継する人がいない場合

は、院内の医師に託すか、それでもない場合は第三者への医院の売却などにより、医業を承継することになります。



出資持分あり医療法人の相続の場合、医療法人の財産状態によっては相続人に対して多額の相続税が課される可能性があります。スムーズで無理のない医

業承継を実現するには、「出資持分なし医療法人」への移行を検討するとともに、「認定医療法人制度」を活用することがポイントになります。

出資持分なし
医療法人へ移行

認定医療法人制度
の活用

出資持分の放棄により、
個人の相続税は以降課せられなくなるが、
そのままでは医療法人が贈与税を負担。

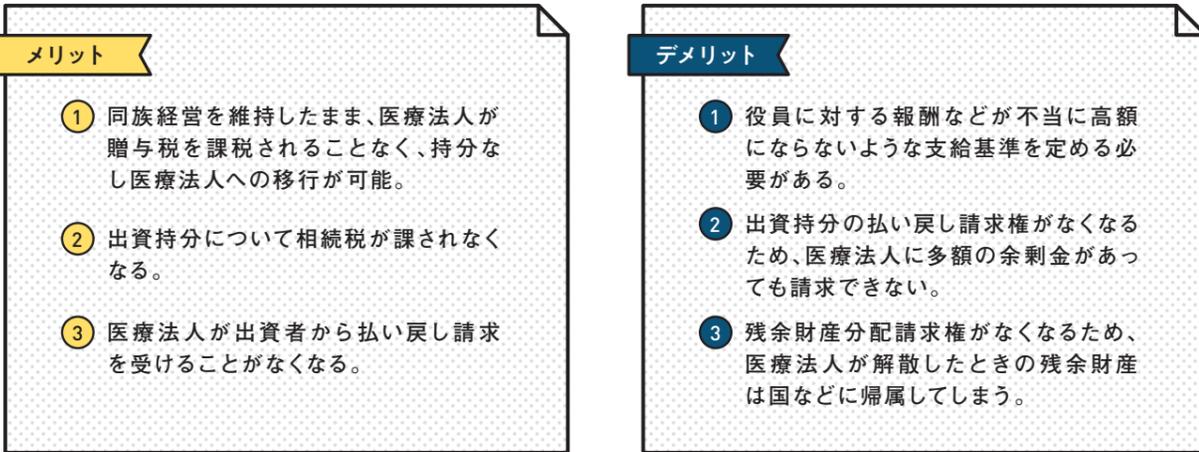
認定医療法人の認可を受けることで
贈与税を非課税にしたうえで
出資持分なし医療法人への移行が可能です。



TOPICS-3

認定医療法人制度のメリット・デメリット

出資持分ありから出資持分なしへと移行すると、持分ありへは戻れなくなってしまいます。メリット・デメリットをよく確認の上で、移行するかどうかを決めることが大切です。



TOPICS-4

移行計画認定のための「基本要件」と「運営の適正性要件」

「運営の適正性要件」については、移行後も6年間満たし続けなければなりません。移行後6年の間に要件を満たさなくなった場合は、認定が取り消され、優遇措置が受けられなくなります。

- 基本要件**

 - ・社員総会の議決があること
 - ・移行計画が有効かつ適切であること
 - ・移行計画期間が3年以内であること
- 
- 運営の適正性要件**

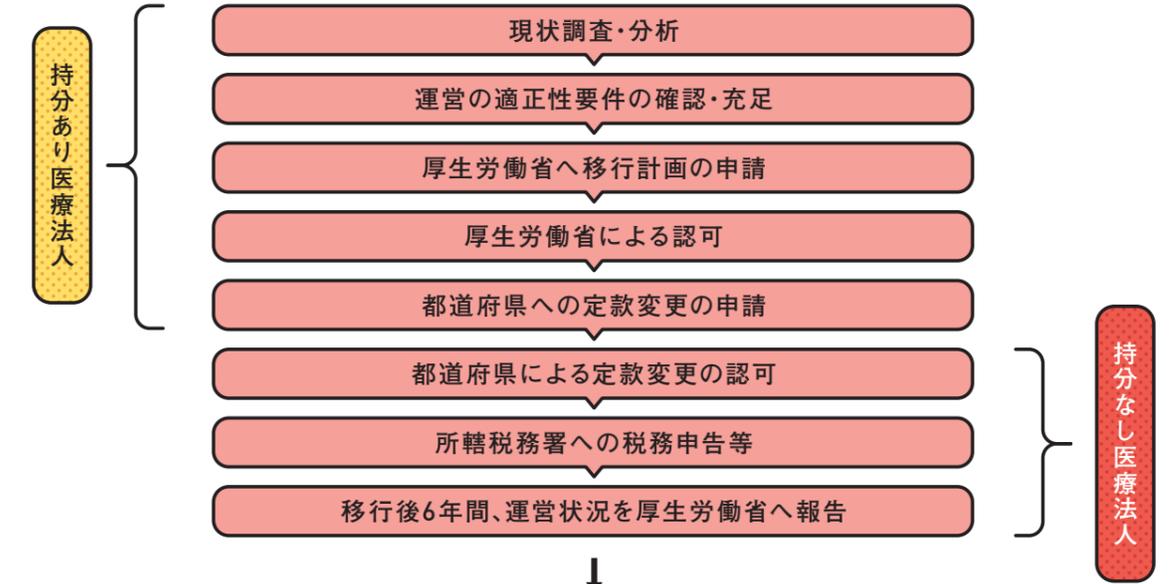
 - 1 法人関係者に対し、特別の利益を与えないこと
 - 2 役員報酬等が不当に高額にならないよう支給基準を定めていること
 - 3 株式会社等に対し、特別の利益を与えないこと
 - 4 遊休財産額は事業にかかる費用の額を超えないこと
 - 5 法令違反等その他公益に反する事実がないこと
 - 6 社会保険診療等の収入金額が全収入金額の80%を超えること
 - 7 自費患者に対する請求金額が、社会保険診療報酬と同一の基準によること
 - 8 医業収入が医業費用の150%以内であること



TOPICS-5

認定医療法人制度のプロセス

認定医療法人の移行計画の認定から、持分なし医療法人への移行までのプロセスをご紹介します。



2023年9月までに厚生労働省により
移行計画の認可を受ける必要があります！

お気軽に
お問い合わせ
ください。

ご相談は

本郷メディカルソリューションズ株式会社へ

経験・実績のある担当者が、それぞれの医療法人の実情に沿った認定医療法人制度を活用した、出資持分のない医療法人への移行を全面的にサポートします！

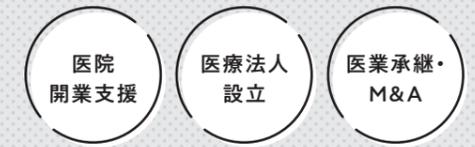
Webセミナーを無料で
ご覧いただけます！

医師のライフステージに応じて
トータルでコーディネートいたします。

「押さえておきたい
医療承継対策セミナー2022」
(アーカイブ配信)



視聴期間：2022年7月31日まで



本郷メディカルソリューションズ株式会社

〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6 JR 新宿ミライナタワー28階

https://www.ht-hms.co.jp 本郷メディカルソリューションズ 検索

0120-016-705

〈受付時間〉9:00~17:30 ※土日・祝日・年末年始除く



社長の履歴書

27

President's Resume

大切なのは
期待を常に
上回ること。



辻・本郷 税理士法人が

お取り扱いさせていただいている企業のトップにフォーカスし、ビジネスパーソンとしての半生をご紹介します。

今回ご紹介するのは、親和工業株式会社の

代表取締役 秋元勇人さん。

経営者としての歩みの一端をご覧ください。

親和工業株式会社
代表取締役

秋元勇人氏

医療に特化した プラスチック成形品を製造

射出成形によりプラスチック成形品を製造している、親和工業株式会社。創業は1974年、およそ半世紀の歴史を誇ります。代表取締役は2代目の社長となる秋元勇人さんです。メディカルに特化した事業展開をしており、検査・診断・治療、すべてのプロセスに製品を提供しています。PCRの検査キットや麻酔針の芯部分など、医療において欠かせない製品を数多く供給しています。

優れた製造環境、 そして提案力

メディカルに特化するようになったのは、お客さまから「食品の容器はできますか?」と聞かれたことがきっかけでした。それまで、同社の工場は食品の容器製造にふさわしい「清浄度」を持ち合わせていませんでした。秋元さんはなんとかお客さまのニーズに応えようと、情報を集め、条件をクリアする工場の環境を整え、そ



衛生環境を整えたクリーンルーム内には最新鋭の成形機を設置

親和工業株式会社

メディカル専門の射出成形メーカー。永年の経験に基づく独自のノウハウで、メディカル特有の要求に適切な対応を実現。流動解析を駆使した製品設計から試作品製作、金型設計製作、製品製作、滅菌を含む後加工まで、一貫してサポートしている。

☎ <https://www.shinwa-co.com/>
📍 埼玉県川口市西川口6-7-14 📞 048-251-3843



射出成形による高性能な医療用プラスチック製品の開発・製造を展開

の結果ようやく受注に至りました。「すべてはその延長線上です。いろいろなお客さまの要望に応えようと、清浄度をさらに高めたり、ISO13485などの許認可を取得したりするうちに、気がついたらメディカルに特化した企業になっていたのです」と秋元さんは語ります。今では、クラス10,000以下※のクリーンルームを完備。クリーンルームの中にさらにクリーンブースを設け、より高い清浄度を実現する環境を作ることもあるといいます。これほどの環境を整えている中小のメーカーは少なく、同社の強みになっています。もう一つの強みは提案力です。「こんなことはできませんか?」というお客さまの相談に真摯に向き合い、メーカーならではの技術と発想力で提案し、お客さまと共に考え、答えを探していく。そんなスタンスがお客さまから高い評価を得ています。

今後は、医療に対する専門性を一層高め、医療機器のことなら設

計から製造、薬事の手続きまで、製品の上市をトータルに行う企業として、お客さまをサポートしていきたいと考えています。最後に秋元さんに経営者として大切にしていることを聞きました。

信頼関係を いかに築いていくか

「お客さまに対しても、従業員に対しても、いかに信頼関係を築いていくか。これが大切なことです。そのためには、約束を守ることは当然ですが、期待を常に上回ることが重要です。プラスアルファを生み出すこと。これを続けることによって、信頼が育まれます」

常に期待を上回り続けてきた親和工業。今後の発展に大いに「期待」しています。

※クリーンルームの清浄度は、1立方フィート(28.3L)の空気中に含まれる0.5μm以上の粒子の数でクラス分けが行われます。0.5μm粒子が10,000個以下の場合にはクラス10,000。薬品・食品工場ではクラス100~100,000が求められます。

BIOGRAPHY

- ・1984年 早稲田大学 法学部卒業 東レ株式会社へ入社
- ・1991年 親和工業株式会社へ入社
- ・2002年 代表取締役に就任



This month's theme

【事業承継】種類株式、属人的株式の活用



新宿ミライナタワー事務所
法人ソリューショングループ
組織再編・資本政策担当

門脇 隆

事業承継で用いられる種類株式、属人的株式の活用事例を紹介します。種類株式とは議決権や配当について「普通株式」とは異なる条件を付した株式をいいます。属人的株式とは株主ごとに議決権や配当について異なる条件を付した株式をいいます。

01. 議決権制限株式+配当優先株式
(議決権はないが配当が多くもらえる株式)

前 提

- ◎甲社の後継者Aは社内です業に従事。二男B、三男Cは、甲社事業には無関心。
- ◎A、B、Cに公平に株式を承継させたい。
- ◎B、Cは事業には関心がないため、議決権は持たせず、配当を多く受取ることができる株式を承継させたい。

活用事例

- ◎B、Cに承継する株式について事前に議決権制限・配当優先株式に種別を変更し、Aには普通株式を、B、Cには種類株式を贈与。
- ◎贈与後は、Aが議決権の全てを保有し、B、Cは配当を受取るのみ。
- ◎後継者以外の同族株主にも報いることが可能に。

02. 属人的株式
(所定の役職者の議決権を増加させる株式)

前 提

- ◎乙社のオーナーDは、長男Eに事業を承継したい。
- ◎Dは引退前までに乙社株式100株のうち10株を譲渡。
- ◎残り90株は株価が高く、Eの手元資金では買い取れない。

活用事例

- ◎Dが引退前に定款を変更し、属人的株式を設定。属人的株式の内容は「代表取締役の保有する株式の議決権は普通株式の100倍」とする。
- ◎属人的株式の設定後、Dは引退。Eが代表取締役に就任。
- ◎議決権はDが90株、長男Eが1,000株(10株×100倍)となり、Eが議決権の91.7%を確保(1,000株/1,090株=91.7%)。
- ◎比較的少ない株式数の譲渡で議決権を渡すことが可能に。

種類株式と属人的株式の比較

	種類株式	属人的株式
対 象	株式について異なる定め	株主について異なる定め
手 続 き	株主総会の特別決議	株主総会の特殊決議
情 報 開 示	登記が必要(謄本に開示)	定款への記載のみ

動画でわかる! 税金のはなし

毎週2回更新! 辻・本郷のYouTubeチャンネルでのお勧め動画を厳選してご紹介。



今月のテーマの動画はこちらから!



金地金(インゴット)の相続・譲渡の税務概要

『有事の金』と呼ばれ、世界情勢の混乱時には比較的価値が上がりやすく、またインフレに強い資産と知られる金の投資ですが、コロナ禍以降取引価格は上昇しており、投資をしている方、あるいは購入時より高価格で譲渡をされた方もいらっしゃるかと思います。

金を持っている際の相続税評価額、譲渡した際の所得税はどうなるのでしょうか?

まず、相続の評価は相続開始日時点の『店頭買取価格』を使って評価をします。こちらは金の取引業者等のホームページや電話にて確認することができます。ホームページには『店頭小売価格(業者が一般消費者に売るときにの価格)』も掲載されており、評価額が高くなりますのでお間違えないようご注意ください。

一方、譲渡をした際の所得税ですが、原則は譲渡所得となり総合課税の対象となります。総合譲渡は所有期間が5年以内の場合は短期譲渡[売却価格-(取得価

格+売却費用)-特別控除50万円]、5年超の場合は長期譲渡[|売却価格-(取得価格+売却費用)-特別控除50万円|×1/2]と区分し、長期譲渡の場合は譲渡所得を2分の1にしますので所得は少なくなります。

譲渡した際に損失が出た場合ですが、残念ながら『生活に通常必要ない資産』に関する譲渡として給与など他の所得と損益通算をすることができません。

譲渡による所得には例外もあり、営利目的として継続的に金地金の売買をしている場合は、その実態により事業所得あるいは雑所得となり総合課税の対象となる場合と、金投資口座や金貯蓄口座などからの利益については源泉分離課税のみで課税が終了する場合があります。

後から税務署に指摘されないよう、申告漏れにご注意ください。

今月の動画のポイント!

- ☑ 金地金の相続税評価額
- ☑ 譲渡した際の所得区分・計算方法
- ☑ 譲渡損失となった場合は?

山口 拓也

シニアパートナー
税理士
辻・本郷の
YouTubeチャンネルを担当



辻・本郷 税理士法人
YouTubeチャンネルの
視聴・登録はコチラ

労務のみらい

— 人は企業のプラットフォーム —

[社会保険労務士 鈴木裕貴]



退職時の予告期間

多くの会社は就業規則において退職時に30日間等、2週間を超える予告期間を定めています。このとき、退職時の予告期間は2週間でよいのでしょうか。

1. 辞職の自由

正社員(無期契約労働者)は、労働契約について、いつでも解約の申し入れをすることができ、原則として申し入れの2週間後にその契約が終了します(労働者の「辞職の自由」。民法627条1項)。

2. 退職時の予告期間をめぐる学説と裁判例の状況

ところで、労働法には様々な法源があります。そのなかには、強い順に強行規定、就業規則、任意規定があるとおさえておいてください。

「辞職の自由」を定める民法627条1項が①強行規定と解されるのであれば、予告期間を30日間等と

する就業規則規定は無効ですので、労働者は2週間の予告期間で退職できます。他方で、それが②任意規定と解されるのであれば、予告期間を30日間等とする就業規則規定は有効ですので、労働者は2週間の予告期間では退職できません。この点、学説では②と解するものもありますが、その多くは①と解しています。

裁判例の多くも①と解しています。たとえば、高野メリヤス事件(東京地判昭和51・10・29時報841号102頁)では、同項の趣旨が使用者による労働者の不当な人身拘束を防ごうとするものであるとして、2週間の予告期間は使用者のためにはこれを延長できないものと解するのが相当であるとされています。

そこで、会社は、無期契約労働者が就業規則の予告期間に違反して退職した場合であっても、(2週間の予告期間が確保されているのであれば)これを受け入れざるを得ないでしょう。



木村信夫の
ちよつと
気になる
相続の
あれこれ



辻・本郷 税理士法人
副理事長 税理士

相続財産の認定 アウトとセーフ

1 事案の概要

中小企業の経営者Aさんには妻と子供二人(CとD)がいましたが、経営する会社の経理のBさんとの間にも認知した子供二人(EとF)がいました。

平成29年1月〇日にAは亡くなりました。Aは生前、「贈与証」と表示された書面を作成して、そこには「私は、平成拾参年度より以後、毎年八月中に左記の4名の者に金、〇〇〇円也を各々に贈与する。但し、法律により贈与額が変動した場合は、この金額を見直す。」と記載されており、4人の子らの住所及び氏名が記載された上Aの署名押印がされていましたが、子らの署名押印はありませんでした。平成13年8月10日から平成24年6月28日まで毎年Aの指示でBが、C、D、E、Fの4人名義で積立ててきた各子供名義の預金があり、それがAの相続税調査で問題となり国税不服審判所で争うことになりました。



2 D預金はアウト

Aは平成27年8月に会社で、D預金の払い出した現金全額と通帳をDに手渡していました。このD預金について、審判所は以下のように判断しました。

先の贈与証からすると、毎年、贈与税がかからない範囲で贈与をする意思を有していたことが推認される。しかし、この贈与証には受贈者の署名押印はなくDはこの相続税調査開始後の令和元年9月までこの贈与証の存在を認識していなかったため、Aによる毎年のD預金への入金にかかる贈与が成立していたとは認められない。またD預金の解約の経緯からすると平成27年8月までAの管理下に置かれていたので、それを受領した平成27年8月にその現金がDに贈与されたものと認めるのが相当である。

3 未成年のF預金はセーフ

一方のF預金については、平成13年当時Fは未成年者でありFの親権者はBのみであった(認知前)ので、BがFの法定代理人としてその財産管理をする立場にあったと考えられる。その結果Bがその贈与を認識していたので、この贈与証に基づく贈与契約が有効に成立する。したがって、F預金は平成13年の口座開設の当初からFに帰属するものと認められるので、Aの相続財産には含まれない。ちなみに調査でC預金はAの相続財産として修正申告して、E預金は(恐らく本人が管理していたので)E本人のものであると認められました。

贈与税の申告が必要でない場合、贈与財産をもらったことの認識、贈与を証明する証拠、もらった財産の管理と支配の状況、これらが揃っていないと生前に贈与があったとはなかなか認められない事例だと思います。



社・本郷 税理士法人

オフィシャルレポート

Vol. 29 岡山事務所

全国で活躍している社・本郷 税理士法人の事務所をご紹介します。
第29回目となる今回は、岡山事務所からのレポートです。



写真：後列左より 平松、松井、掛水、富山、前列左より松本、國本、大塚

岡山駅から徒歩5分、「桃太郎大通りビル」という岡山ならではのビル7階に岡山事務所はあります。岡山は四国や山陰地方(鳥取・島根)への利便性が高く、東京からの寝台特急サンライズは岡山駅で切り離され、四国の高松と島根の出雲へ向かいます。

現在事務所には8名(男性5名・女性3名)のメンバーがおり、20代から70代までの幅広い年齢層で奮闘しております。人数が少ない為1人1人の距離が近く、皆の仲が良いことが岡山事務所の特徴であり、良い所だと思っています。

岡山事務所は開設してから今月で丸9年が経ちま

した。法人のお客さまのみならず、個人のお客さまの相続や遺言をご支援するなど、法人個人問わずご相談を承っております。

また、「会社設立センター」として、新しく会社を設立する、事業を始めるお客さまに対してご創業のサポートをさせて頂いています。メンバーも増えてきており今後も大きくなる(なっていきたい)我々ですが、お客さま、事務所の仲間、家族など、支えてくれるすべての方々への感謝を忘れずに、今後も精進してまいりますので宜しくお願い申し上げます!

岡山事務所所長
平松 哲治

平成25年6月 社・本郷 税理士法人に入社。職歴だけは34年といわずに長い。
昨年、白内障の手術をして視界良好、世の中の動きも鮮明に見えるようになりました?

あなたの考える岡山の魅力とは？

岡山は中国地方に位置する、瀬戸内海に面した穏やかな県です。「晴れの国おかやま」というキャッチコピーの通り、気候がとても温暖で災害も少なく移住先ランキングでも常に上位に挙がっています。また桃やぶどう・マスカットなどのフルーツは格別です。

生活するには大変恵まれた土地ですが、交通の通過点となってしまった感は否めず、お隣の広島には大きく水をあけられています。岡山へ是非一度足を運んでください。スタッフ一同お待ちしております。

岡山事務所

〒700-0815
岡山県岡山市北区野田屋町1-1-15
岡山桃太郎大通りビル7階
TEL.086-226-8555 FAX.086-226-8556



STAFF RECOMMEND



行列必至の倉敷老舗ラーメン店「丸福」、写真のチャーシュー麺は650円。(松井)



「UnoPortInn」直島・犬島などアートの島へ訪れる外国人観光客に大人気の旅館&カフェ。(松本)



横浜中華街の名店で修業したオーナーが岡山市北区柳町にオープン。つたふく 蔦福麻婆お勧めです。(松本)



日乃屋カレー岡山初上陸!岡山市十日市店限定のボリューム満点ローズカツカレーです。(松本)



岡山市北区表町で無農薬野菜や自然食品・調味料を販売する「さしすせそ」。通販もやっています。(國本)



2021年11月オープンしたBancho Bakery。こだわりの手作りパンは毎日完売。(松井)

えびちゃんの



#27

生産性向上術

バックオフィス業務の可視化 その2 | 目

トレンドワードでもある《働き方改革》の推進に欠かせない生産性の向上について、辻・本郷 税理士法人が利用している役立つツールや取り組み事例を紹介します。



相談者

先月号では業務フローの可視化について、フローチャートを作るメリットをお伝えしました。今回は作成する方法をお伝えします。

誰が見てもわかるフローチャートが作れるように、注意点などあれば教えてくださいわ。

分かりました。せっかく作成するので誰が見ても同じ認識となるような業務内容を表現しないとイケませんよね。そこで下記を意識しながら記号や作業と作業の間をつなぐ【流れ】などの記載ルールを決めましょう。

- ①Who(誰が)
- ②What(何を)
- ③How(どのように)

また、大事なのは【なぜ業務フローを作成するのか】という目的を明確にすることです！



相談者

業務マニュアルに使うのか、もしくは業務改善に使うのか最初に決めないとイケないわね。

そうですね。目的を意識しながら業務の粒度を合わせていくことが重要ですね。それとテクニックですが、いきなりワークフロー図を作成するのではなくシートに登場人物の洗い出しと対象となる業務を分解するところから始めるとフローチャートに落とし込みやすいですよ。

登場人物 /	大	中	小	詳細
 ①担当者 ②課長 ③部長	〇〇業務	発行申請	①書類確認	
			②申請書作成	
			③関係書類確認	
			
		発行承認	①申請確認	
			②内容確認	
			③承認確定	
			

さらに詳しく知りたい方は、辻・本郷 ITコンサルティング株式会社
DXバックオフィス事業部 海老原(えびちゃん)まで [✉dx-backoffice@ht-tax.or.jp](mailto:dx-backoffice@ht-tax.or.jp)



えびちゃん



えびちゃん



えびちゃん

辻・本郷セミナー

◎お問い合わせ: メール consuldiv@ht-tax.or.jp
※セミナータイトルにつきましては変更の可能性があります。

セミナー一覧・お申し込み

<https://www.ht-tax.or.jp/rd/sc2/>

安積塾【第二回】実務で役立つ! 国税庁質疑応答事例(法人税・消費税編) 参加費: ¥5,000

【視聴可能期間】2022年6月2日(木) 11:30~6月8日(水) 17:00 (講演時間 約90分)

◎講師: 辻・本郷 税理士法人 審理室 室長 税理士 安積 健

【相続セミナー】元国税不服審判官が最高裁「総則6項」適用判決を斬る 参加費: ¥3,000

【視聴可能期間】2022年6月14日(火) 11:30~6月20日(月) 17:00 (講演時間 約40分)

◎講師: TH総合法律事務所 弁護士 高橋 康夫 先生
辻・本郷 税理士法人 東京事務所 相続センター 統括責任者 税理士 浅野 恵理
辻・本郷 税理士法人 相続・資産承継部 シニアパートナー 税理士 鈴木 淳

今がラストチャンス! 太陽光発電投資と税務のポイント 参加費無料

【視聴可能期間】2022年6月17日(金) 11:30~6月23日(木) 17:00 (講演時間 約40分)

◎講師: 辻・本郷 スマートアセット株式会社 エネルギー・コンサルティング事業部 中山 寛樹
辻・本郷 税理士法人 法人ソリューショングループ シニアコンサルタント 税理士 月崎 真志

本郷孔洋の経営ノート2022 出版記念セミナー ~withコロナの成長戦略、経営者の真価が問われる時代の到来~ 参加費: ¥50,000

【開催日時】2022年6月21日(火) 14:00~17:00 ※会場とオンライン配信での同時開催となります。

【再視聴可能期間】2022年6月24日(金) 11:30~6月30日(木) 17:00 (講演時間 約180分)

◎講師: 辻・本郷 グループ 会長 公認会計士 税理士 本郷 孔洋

本から学ぶ 会計人の強い味方「税務・法務モバイルブック2022」の活用 参加費: ¥5,000

【視聴可能期間】2022年6月28日(火) 11:30~7月4日(月) 17:00 (講演時間 約90分)

◎講師: 辻・本郷 税理士法人 参与 経営コンサルタント 小林 作土 三

相続セミナー 参加費無料 ※ご来場いただく会場セミナーとなります。

お申し込み・お問い合わせは
各事務所まで

<座談会> 相続こうしておけばよかった~遺言編~

◎各会場時間共通: セミナー 14:00~/相談会 15:00~

【沖縄】6月7日(火)

◎講師: 辻・本郷 税理士法人 副理事長 税理士 木村 信夫
◎会場: 沖縄県立博物館・美術館 博物館講座室
◎詳細: 沖縄事務所 098-941-3230

【富山】6月21日(火)

◎講師: 辻・本郷 税理士法人 副理事長 税理士 木村 信夫
辻・本郷 税理士法人 シニアパートナー 税理士 松浦 真義
◎会場: 富山県民会館 612号室
◎詳細: 富山事務所 050-3646-2203

【新潟】6月14日(火)

◎講師: 辻・本郷 税理士法人 副理事長 税理士 木村 信夫
◎会場: 新潟日報メディアシップ ナレッジルームA
◎詳細: 新潟事務所 025-255-5022

【札幌】6月22日(水)

◎講師: 辻・本郷 税理士法人 副理事長 税理士 木村 信夫
◎会場: かでる2・7 510会議室
◎詳細: 札幌事務所 011-272-1031

札幌事務所

〒060-0002 北海道札幌市中央区北二条西4-1 北海道ビル7階
TEL.011-272-1031 FAX.011-272-1032

青森事務所

〒030-0861 青森県青森市長島2-13-1 AQUA青森スクエアビル4階
TEL.017-777-8581 FAX.017-721-6781

八戸事務所

〒031-0072 青森県八戸市城下4-25-5
TEL.0178-45-1131 FAX.0178-45-5160

秋田事務所

〒010-0954 秋田県秋田市山王沼田町6-34
TEL.018-862-3019 FAX.018-862-3944

久慈事務所

〒028-0064 岩手県久慈市八日町2-8 中野ビル2階
TEL.0194-53-1185 FAX.0194-53-1330

盛岡事務所

〒028-0021 岩手県盛岡市中央通2-11-18 明治中央ビル5階
TEL.019-604-6868 FAX.019-604-6866

遠野事務所

〒028-0541 岩手県遠野市松崎町白岩16 地割31-8
TEL.0198-63-1313 FAX.0198-63-1317

一関事務所

〒021-0893 岩手県一関市地主町2-29 一関中央ビル2階
TEL.0191-21-1186 FAX.0191-26-1665

仙台事務所

〒980-0021 宮城県仙台市青葉区中央3-2-1 青葉通プラザ2階
TEL.022-263-7741 FAX.022-263-7742

福島事務所

〒960-8031 福島県福島市栄町1-35 福島キャピタルフロント7階
TEL.024-525-8177 FAX.024-525-8178

郡山事務所

〒963-8002 福島県郡山市駅前1-15-6 明治安田生命郡山ビル5階
TEL.024-927-0881 FAX.024-927-0882

いわき事務所

〒971-8162 福島県いわき市小名浜花畑町11-3 カネマンビル2階
TEL.0246-73-1800 FAX.0246-73-1801

宇都宮事務所

〒320-0811 栃木県宇都宮市大通り4-2-10 宇都宮駅前ビル6階
TEL.028-600-5770 FAX.028-600-5771

水戸事務所

〒310-0903 茨城県水戸市堀町1163-7
TEL.029-252-7775 FAX.029-254-7094

高崎事務所

〒370-0841 群馬県高崎市栄町3-23 高崎タワー21 2階
TEL.027-310-5650 FAX.027-310-5651

熊谷事務所

〒360-0037 埼玉県熊谷市筑波3-4 熊谷朝日八十二ビル7階
TEL.048-599-3071 FAX.048-599-3072

大宮事務所

〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル21階
TEL.048-650-5211 FAX.048-650-5212

越谷事務所

〒343-0808 埼玉県越谷市赤山本町2-11 ブランドール雅II 202号
TEL.048-960-1751 FAX.048-960-1752

川口事務所

〒332-0017 埼玉県川口市栄町3-10-3 みどりビルディング4階
TEL.050-3612-3341

所沢事務所

〒359-1123 埼玉県所沢市日吉町15-14 所沢第一生命ビルディング5階
TEL.04-2940-1950 FAX.04-2940-1951

柏事務所

〒277-0023 千葉県柏市中央1-1-1 ちばぎん柏ビル4階
TEL.04-7165-8801 FAX.04-7165-8802

千葉事務所

〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見2-3-1 塚本大千葉ビル7階
TEL.043-227-7610 FAX.043-227-7611

船橋事務所

〒273-0005 千葉県船橋市本町4-40-23 SADOYA SOUTHERN TERRACE6階
TEL.047-460-0107 FAX.047-460-0108

亀戸事務所

〒136-0071 東京都江東区亀戸2-31-10 コクフビル3階
TEL.03-3638-1822 FAX.03-3638-8665

北千住事務所

〒120-0036 東京都足立区千住仲町40-11 朝日生命北千住ビル7階
TEL.03-5284-2030 FAX.03-5284-2031

秋葉原事務所

〒101-0021 東京都千代田区外神田1-18-19 新秋葉原ビル6階
TEL.03-5289-0818 FAX.03-5289-0819

東京事務所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-7-12 サビアタワー18階
TEL.03-6860-5051 FAX.050-3730-6208

神田事務所

〒101-0047 東京都千代田区内神田3-20-3 小鍛冶ビル8階
TEL.03-5296-9057 FAX.03-5296-9058

蒲田事務所

〒144-0051 東京都大田区西蒲田7-44-7 西蒲田T-Oビル5階
TEL.050-3612-3342

池袋事務所

〒171-0021 東京都豊島区西池袋1-7-7 東西池袋ビルディング12階
TEL.03-5396-7491 FAX.03-5396-7492

新宿センタービル事務所

〒163-0631 東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル31階
TEL.03-5323-3323 FAX.03-5323-3550

新宿ミライナタワー事務所

〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6 JR新宿ミライナタワー28階
TEL.03-5323-3301 FAX.03-5323-3302

新宿HR事務所

〒160-0022 東京都新宿区新宿3-1-1 世界堂ビル7階
TEL.03-5361-8060 FAX.050-3730-0417

代々木事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-36-4 全理連ビル5階
TEL.03-5333-1545 FAX.03-5333-1546

渋谷事務所

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-15-1 渋谷クロスタワー31階
TEL.03-6418-6761 FAX.03-6418-6762

練馬事務所

〒176-0012 東京都練馬区豊玉北5-24-2 パシフィックニュー豊玉2階
TEL.03-3948-8292 FAX.03-3948-9427

吉祥寺事務所

〒180-0004 東京都武蔵野市吉祥寺本町1-14-5 吉祥寺本町ビル6階
TEL.0422-28-5515 FAX.0422-28-5516

立川事務所

〒190-0012 東京都立川市曙町2-38-5 立川ビジネスセンタービル11階
TEL.042-548-1841 FAX.042-548-1842

府中事務所

〒183-0023 東京都府中市宮町2-15-13 第15三ツ木ビル3階
TEL.050-3612-3340

瑞穂事務所

〒190-1221 東京都西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎450番地
TEL.042-557-3254 FAX.042-556-0162

町田事務所

〒194-0021 東京都町田市市中町1-1-16 東京建物町田ビル9階
TEL.042-710-6920 FAX.042-710-6921

横浜事務所

〒220-0004 神奈川県横浜市西区北幸1-11-11 NMF横浜西口ビル3階
TEL.045-328-1557 FAX.045-328-1558

横浜スカイビル事務所

〒220-0011 神奈川県横浜市西区高島2-19-12 スカイビル24階
TEL.045-450-1220 FAX.045-450-1221

センター南事務所

〒224-0032 神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央17-26 ビクトリアセンター南2階
TEL.045-947-0570 FAX.045-947-0577

あざみ野事務所【開設】

〒225-0011 神奈川県横浜市青葉区あざみ野2-13-6-301
TEL.045-902-0774 FAX.045-902-7726

大和事務所

〒242-0017 神奈川県大和市大和東3-8-16
TEL.046-262-8332 FAX.046-262-5650

湘南事務所

〒251-0055 神奈川県藤沢市南藤沢4-3 日本生命南藤沢ビル4階
TEL.0466-55-0012 FAX.0466-55-0032

小田原事務所

〒250-0011 神奈川県小田原市栄町1-8-1 Y&Yビル6階
TEL.0465-40-2100 FAX.0465-40-2101

新潟事務所

〒950-0916 新潟県新潟市中央区米山2-6-7 WorkWith米山5階
TEL.025-255-5022 FAX.025-248-9177

上越事務所

〒943-0892 新潟県上越市寺町3-8-8
TEL.025-524-3239 FAX.025-524-3187

富山事務所

〒930-0858 富山県富山市牛島町18-7 アーバンプレイス12階
TEL.050-3646-2203

長野事務所

〒380-0921 長野県長野市栗田1000-1 長栄長野東口ビル6階
TEL.026-291-6066 FAX.026-291-6067

甲府事務所

〒400-0046 山梨県甲府市下石田2-5-9
TEL.055-298-6007 FAX.055-298-6008

甲府中央事務所

〒400-0845 山梨県甲府市上今井町684-6
TEL.055-241-7522 FAX.055-241-7578

大月事務所

〒401-0301 山梨県南都留郡富士河口湖町船津642-4
TEL.0555-72-0505 FAX.0555-72-0905

岐阜事務所

〒500-8842 岐阜県岐阜市金町8-1 フロンティア丸ビル5階
TEL.050-3612-3352

静岡事務所

〒420-0857 静岡県静岡市葵区御幸町11-30 エクセルワード静岡ビル13階
TEL.050-3612-3344 FAX.050-3737-1087

伊東事務所

〒414-0002 静岡県伊東市湯川1-3-3 上條ビル5階
TEL.0557-37-6706 FAX.0557-37-8988

豊橋事務所

〒440-0888 愛知県豊橋市駅前大通3-60 豊橋イーストビル6階
TEL.0532-54-3000 FAX.0532-54-3002

名古屋事務所

〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-2-29 JRE名古屋広小路プレイス5階
TEL.052-269-0712 FAX.052-269-0713

四日市事務所

〒510-0072 三重県四日市市九の城町7-7
TEL.059-352-7622 FAX.059-351-2988

京都事務所

〒600-8009 京都府京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町79番地 ヤサカ四条島丸ビル6階
TEL.075-255-2538 FAX.075-255-2539

関西事務所

〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田3-3-10 梅田ダイビル6階
TEL.06-6110-5875 FAX.06-6110-5876

神戸事務所

〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通6-1-10 オリックス神戸三宮ビル10階
TEL.078-261-0101 FAX.078-261-0120

岡山事務所

〒700-0815 岡山県岡山市北区野田屋町1-1-15 岡山桃太郎大通りビル7階
TEL.086-226-8555 FAX.086-226-8556

広島事務所

〒730-0032 広島県広島市中区立町1-24 有信ビル5階
TEL.082-553-8220 FAX.082-553-8221

長門事務所

〒759-4106 山口県長門市仙崎1031-210
TEL.0837-26-0457 FAX.0837-26-5020

北九州事務所

〒802-0003 福岡県北九州市小倉北区米町1-2-26 日幸北九州ビル4階
TEL.093-512-5760 FAX.093-512-5761

福岡事務所

〒812-0012 福岡県福岡市博多区博多駅中央街8-1 JRJP博多ビル8階
TEL.092-477-2380 FAX.092-477-2381

久留米事務所

〒830-0017 福岡県久留米市日吉町18-13
TEL.0942-33-3697 FAX.0942-39-5445

大分事務所

〒870-0035 大分県大分市中央町1-1-3 朝日生命大分ビル4階
TEL.097-532-2748 FAX.097-538-7006

熊本事務所

〒860-0806 熊本県熊本市中央区花畑町10-34 熊本花畑ビル5階
TEL.096-311-5015 FAX.096-311-5016

延岡事務所

〒882-0823 宮崎県延岡市中町1-2-8 和光中町ビル(旧第一生命ビル)
TEL.0982-22-3570 FAX.0982-31-2789

鹿児島事務所

〒892-0844 鹿児島県鹿児島市山之口町1-10 鹿児島中央ビル9階
TEL.099-216-6180 FAX.099-216-6181

沖縄事務所

〒900-0029 沖縄県那覇市旭町1-9 カフナ旭橋B街区ビル1階
TEL.098-941-3230 FAX.098-941-3231

